

令和4年7月21日

自動車局安全政策課

技術・環境政策課

自動車事故対策費補助金の申請受付を開始

～バス、タクシー、トラック運送事業者等の交通事故防止のための先進的な取組等を支援～

国土交通省では、自動車運送事業における交通事故防止の観点から、先進安全自動車(ASV)や運行管理の高度化に資する機器の導入等の取組を支援するため、要件を満たした事業者に対して自動車事故対策費補助金を交付する事故防止対策支援推進事業を実施しており、今般、その補助金の申請受付を以下のとおり開始いたします。

1. 実施する補助事業(詳細は別紙参照)

- (1) 先進安全自動車(ASV)の導入に対する支援
- (2) 運行管理の高度化に対する支援
- (3) 過労運転防止のための先進的な取組に対する支援
- (4) 社内安全教育の実施に対する支援

2. 補助事業の内容

申請方法等制度の内容につきましては、国土交通省のホームページの以下のページに掲載されております。

先進安全自動車(ASV)の導入に対する支援

http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/01asv/esc_04.html

運行管理の高度化・過労運転防止・社内安全教育に対する支援

<http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/subcontents/jikoboushi.html>

3. 補助事業の交付申請受付場所・受付期間

- 申請受付場所:最寄りの各地方運輸局、運輸支局等
- 申請受付期間:別紙参照(補助事業によって異なります。)

4. 留意点

申請受付期間中に申請総額が予算額に達する場合は、申請受付期間であっても申請受付を終了致しますのでご注意下さい。

【問い合わせ先】

自動車局安全政策課 山本、本田(運行管理の高度化・過労運転防止・社内安全教育)

TEL:03-5253-8111(内線 41623、41624) 03-5253-8566(直通) FAX:03-5253-1636

自動車局技術・環境政策課 遠藤、古川(ASV)

TEL:03-5253-8111(内線 42254) 03-5253-8591(直通) FAX:03-5253-1639

令和4年度事故防止対策支援推進事業において実施する補助事業

【補助対象事業者(詳細はHP参照)】

①自動車運送事業者(以下に該当する中小企業者)

- ・一般乗合旅客自動車運送事業者
- ・一般貸切旅客自動車運送事業者
- ・一般乗用旅客自動車運送事業者
- ・特定旅客自動車運送事業者
- ・一般貨物自動車運送事業者
- ・特定貨物自動車運送事業者

ただし、「(1)先進安全自動車(ASV)の導入に対する支援」については、一般貸切旅客自動車運送事業者に限り中小企業者以外も対象となります。

②リース事業者

- ①の自動車運送事業者へ事業用自動車等を貸渡す者

【補助事業の概要】

(1)先進安全自動車(ASV)の導入に対する支援^{※1}

※1 令和4年4月1日以降に導入したものが補助対象となります。

①受付期間:令和4年7月22日～令和4年11月30日

②補助対象装置等

補助対象装置	補助対象車両	補助率 ^{※2}	補助限度額 ^{※2}
衝突被害軽減ブレーキ(歩行者検知機能付き)	・車両総重量 3.5トン超のトラック ・バス	1/2 (1/3)	100,000 円 (67,000 円)
ふらつき注意喚起装置 車線逸脱警報装置 車線維持支援制御装置	・トラック(車線逸脱警報装置除く) ・バス(車線逸脱警報装置除く) ・タクシー		50,000 円 (33,000 円)
ドライバー異常時対応システム	・トラック ・バス ・タクシー		100,000 円 (67,000 円)
先進ライト	・車両総重量 3.5トン超のトラック ・バス		100,000 円 (67,000 円)
側方衝突警報装置	・車両総重量 3.5トン超のトラック ・バス		50,000 円 (33,000 円)
統合制御型可変式速度超過抑制装置	・バス		100,000 円 (67,000 円)
アルコール・インターロック	・トラック ・バス ・タクシー		100,000 円 (67,000 円)

※2 ()内は貸切バス事業者のうち中小企業者以外の場合

(2) 運行管理の高度化に対する支援^{※1}

※1 令和4年4月1日以降に導入したものが補助対象となります。

① 受付期間:

(1次募集)令和4年7月22日～令和4年8月31日^{※3}

※3 1次募集の申請はトラック事業者(リースの契約先を含む)のみ

(2次募集)令和4年9月1日～令和4年11月30日

②補助対象機器:デジタル式運行記録計及び映像記録型ドライブレコーダーであって、国土交通大臣が選定したもの

③補助率:取得に対する経費の1/3

④補助限度額(機器1台あたり・詳細はHP参照)

ア. デジタル式運行記録計

車載器:2万円 事務所用機器:10万円

イ. 映像記録型ドライブレコーダー^{※4}

車載器:1万円 事務所用機器:3万円

※4 映像記録型ドライブレコーダーにあっては、補助対象は一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の用に供する自動車に限るものとする。

ウ. デジタル式運行記録計・映像記録型ドライブレコーダー一体型

車載器:3万円 事務所用機器:13万円

エ. デジタル式運行記録計・映像記録型ドライブレコーダー一体型(通信機能を利用する場合)

車載器:8万円 事務所用機器:13万円

⑤1事業者あたりの上限額:80万円(④エ. を取得する場合は、120万円・詳細はHP参照)

(3) 過労運転防止のための先進的な取組に対する支援^{※1}

※1 令和4年4月1日以降に導入したものが補助対象となります。

① 受付期間:令和4年7月22日～令和4年11月30日

②補助対象機器:下記の機器であって、国土交通大臣が選定したもの

○ITを活用した遠隔地における点呼機器

○運行中における運転者の疲労状態を測定する機器

○休息期間における運転者の睡眠状態等を測定する機器

○運行中の運行管理機器

③補助率:取得に対する経費の1/2

④補助限度額:一部の機器に1台あたりの上限あり(詳細はHP参照)

⑤1事業者あたりの上限額:80万円

(4) 社内安全教育の実施に対する支援

① 受付期間:令和4年7月22日～令和4年11月30日

②補助対象コンサルティング:国土交通大臣が認定したコンサルティングメニュー

③補助率:コンサルティング利用に対する経費の1/3

④1事業者当たりの上限額:100万円